第 1 7 回 技術委員会(平成 1 6 年度第 3 回) 議 事 要 旨(案)

.日 時:平成16年10月19日(火) 10:00~12:00

.場 所:東海大学校友会館(霞ヶ関ビル33階)

. 出席者(敬称略・順不同)

委員長:大島

委員:安藤、飯島、飯田(代理:大沼)、石田、井出、伊藤、伊橋、遠藤(代理: 斎木)、片野(代理:美濃山)、加藤、川原、功刀、小泉、酒井、佐川、 椎木、庄賀(代理:浅見)、鈴木、清木(代理:田口)、関根、谷、辻川、 坪井、中田(代理:熊野)、西本、能重、野村_眞、平位、平野、藤井(代理:

高田)、本田、前田(代理:尾身)、満田、渡辺

KHK:大角、岩崎、神門、松木、鈴木、岡田、久本、松本、飯沼、長沼、小山

田、吉村

傍 聴:青山(経済省保安課)、生田(JLPA)

. 配付資料

資料10 第16回技術委員会(平成16年度第2回)議事録

資料11 パブリックコメント対応表(案)

資料12-1 定期自主検査実施要領(コンビナート等保安規則関係)(案)

資料12-2 定期自主検査実施要領(一般高圧ガス保安規則関係)(案)

資料12-3 定期自主検査実施要領(液化石油ガス保安規則関係)(案)

資料12-4 定期自主検査実施要領(液化石油ガススタンド関係)(案)

資料12-5 定期自主検査実施要領(天然ガススタンド関係)(案)

資料12-6 定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案)

資料13-1 保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)(案)

資料13-2 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係)(案)

資料13-3 保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係)(案)

資料13-4 保安検査基準(液化石油ガススタンド関係)(案)

資料13-5 保安検査基準(天然ガススタンド関係)(案)

資料13-6 保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案)

参考4 技術基準策定プロセスの見直し等について

- パブリックコメントの実施等 -

以上事前送付分:資料10、11、13-1及び参考4は当日再配布

資料14 「資料11 パブリックコメント対応表(案)」の凡例ごとの代表例等

資料15 高圧ガス設備の開放検査周期変更案

資料16 4.3及び7.1.4変更案

技術委員会委員名簿

. 議事概要

1.挨拶

大角会長挨拶

お忙しいところありがとうございます。

前回7月26日の技術委員会後、定期自主検査実施要領(案)及び保安検査基準 (案)についてパブリックコメントを実施いたしました。結果、160件を超える意見をいただきました。しかしながら、大部分は文章の明確化等に係るもので、技術的内容に関わる意見はそれ程多くはありませんでした。

本日の技術委員会に先立ち、10月6日に一般ガス、化学・石油部会を、また、10月12日に冷凍空調部会を開催し、パブリックコメントへの対応案についてご説明、ご審議いただいた結果、部会としての了承をいただきましたので、本日は本委員会において同様のご説明、ご審議をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

大島委員長挨拶

お忙しいところありがとうございます。

大角会長の挨拶にもありましたように、パブリックコメントへの対応案については担当の部会において了承が得られておりますが、技術委員会としても議決が必要となりますので各委員の皆様方に於かれましてはご審議よろしくお願い申し上げます。また、部会で議決いただいた内容からの変更提案が事務局からあるようですので、こちらの審議もよろしくお願い申し上げます。

2.新任委員紹介

事務局より委員名簿に基づき新任の石田委員の紹介があった。

3.前回議事確認

事務局より事前に送付の上、各委員に確認いただいた結果、出席者名について 訂正したものを成案として本日配布(資料10)している旨説明があり、確認は 省略することとした。

4.議事(1)定期自主検査実施要領(案)及び保安検査基準(案)のパブリックコメントへの対応について

事務局より資料11、14及び13-1に基づき、資料11パブリックコメント対応表(案)の凡例ごとの代表例について説明があった。

事務局より資料15に基づき、LPG貯槽の開放検査周期に関し次の説明があった(枠内1.本文及び【解説】*2関係)。

・現行規定ではLPG貯槽の開放検査周期は初回2年以内以降3年(応力除去焼鈍を施した場合5年)以内となっているが、今回、初回5年以内以降10年以内とする提案を行った。これについては、部会において技術的根拠を説明する等により了承を得られている内容であるが、これまで3年(5年)以内

の周期で実施してきたことを考慮すべきとの意見が部会委員からあったこと及び今回の見直しが大幅な周期延長であることを考慮し、既設の貯槽については、経過的措置として、一度現行の規定により開放すべきとの考えを提案したものである。

事務局より資料15及び資料16に基づき、表現上の見直しに関し次の説明があった。

- a) LPG貯槽について、開放検査を実施し、欠陥が発見され溶接修理等を行った場合の以降の開放検査周期の考え方について、現行の表現では誤った解釈をされるおそれがあるので、『溶接修理等後2年以内に開放検査を実施し、異常がなければ次回は5年以内に開放検査を実施し、異常がなければ次回からは10年以内に実施』ということが分かるように表現を改めた(資料15 枠内1. 関係)。
- b)砂詰め方式の地下埋設貯槽の肉厚測定実施時期の明確化(資料16 4.3 関係)
- c)外面が目視等により確認できない構造の導管の明確化(資料17 7.1.4 関係)

上記 から について説明があった後、以下の意見交換等があった。

LPG貯槽について、開放周期10年への移行前に現行の開放周期で検査を行うとする考えは妥当であると考える。

資料15の【解説】*2中 について、 枠1.本文中に「・・・発効日以降に 完成検査を受検するものを除き・・・」の記述がある。したがって*2中の は 不要でないか。

資料15にて提案の経過措置は、既設の貯槽に対してのものである。基準発効後の新設貯槽についてはこの経過措置の適用外であることを 枠1.本文中の「・・・発効日以降に完成検査を受検するものを除き・・・」で示している。

一方、【解説】*2の では、既設の貯槽であって、完成検査後初めての開放 検査が基準発効日以降となるものを表している。

資料11の5頁、整理番号16の意見は重要である。部会での議論は主に技術的なものが対象であり、文言・表現等に関する議論は弱い面があるのではないか。これらについては、部会で細かく対応するのではなく、KHKの中にKHK基準における用語の整理を行う部署・担当者を設け、対応していくべきと考える。

KHKとしても努力はしてきたが、時間の制約等もあり、編集上の修正が多々あったことはお詫びします。対応を更に充実させていきたいと考えます。

資料15に基準の"発効日"の記述があるが、事務局としてどの様に考えているのか。

民間規格には本来"発効日"というのは不要であり、単に 年版程度で充分

と考える。ただし、保安検査基準に関しては、民間規格を国が告示で指定することとなるので、法律上有効な日付が決まることになる。これは国の仕事であり、現在の予定では新たな仕組みは平成17年3月31日から施行と聞いている。

パブリックコメントを実施し、手続き上何か気がついた点があるか。

今回は、参考4にあるように平成16年度の対応として暫定的に実施したものである。平成17年度以降の仕組みについては、今回の経験等も参考に検討中であり、早い段階で技術委員会に諮りたいと考えている。

以上の意見交換等があった後、資料11の対応案、資料15及び16の変更案 を踏まえた保安検査基準案及び定期自主検査実施要領案について挙手による 議決を行った結果、出席委員全員の賛成により議決された。

5.今後の予定等について

今後の予定について事務局より説明があった。

この中で、保安検査基準については国による審査が行われることとなるが、経済産業省より表現上の修文、訂正等技術的内容に関わらない範囲での指摘があった場合には、技術委員会及び部会の開催は省略することとし、対応は委員長及び部会長に一任としたい旨の提案が事務局からあり了承された。

また、大島委員長から迅速に対応すべきとの観点から委員長及び部会長一任とすべきだが、変更内容の情報を技術委員へと通知すること、また、表現上の修正、訂正等以外の事項に関しては委員長及び部会長にて技術委員会としてどのように対応すべきかを決めるとの補足説明があり、各委員の了承を得た。

以上